

都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。

一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

【歳入】

都市計画税 1,321,661 千円

【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,066,924 千円

(単位：千円)

事業区分	令和7年度 (2025年度) 予算額	財源内訳						
		特定財源				一般財源等		
		国庫支出金	都支出金	地方債	その他	うち都市計画税 ・都市計画事業基金 繰入金充当分		
都市計画事業	街路事業	161,000	20,000	10,000	0	0	131,000	131,000
	公園事業	500	0	0	0	0	500	500
	下水道事業	1,019,076	71,677	120,677	636,900	131,825	57,997	24,014
	その他	98,551	0	0	0	0	98,551	98,551
	小計	1,279,127	91,677	130,677	636,900	131,825	288,048	254,065
地方債償還額	一般会計	186,027	0	0	0	0	186,027	186,027
	下水道事業会計	601,770	0	0	0	0	601,770	148,192
	小計	787,797	0	0	0	0	787,797	334,219
合計	2,066,924	91,677	130,677	636,900	131,825	1,075,845	588,284	

一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,321,661
都市計画事業基金積立額	733,377